

◎所得について

種類		内容	所得金額の計算方法
営業等		卸・小売業、製造業、飲食業、建設業、大工、生命保険外交員、サービス業などの事業所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 ・収入金額 …平成29年中に収入となることが確定した金額（売上金、現物収入、雑収入）
農業		農業物生産、果樹栽培、農家が兼業する家畜飼育等による所得	・必要経費 …収入を得るために必要な経費（仕入額、雇人費、公租公課、地代、家賃、修繕費、減価償却費など）※不動産の収入には、未収家賃も含まれます。
不動産		地代、家賃、貸駐車場などから生じる所得	
配当		株式、出資配当金、剰余金などによる所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】 ・収入金額…手取額ではなく税金を源泉徴収する前の金額 ・必要経費…株式などを購入する為に借り入れた借入金の利子
給与		給与、賞与、俸給、賃金などによる所得	給与所得金額計算表参照
雑	公的年金等	厚生年金、国民年金、農業者年金、共済年金、恩給などの所得	公的年金等の所得金額計算表参照
	その他	原稿料、講演料、印税や個人年金などによる所得	【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】
総合譲渡	機械器具、書画骨董、車両、ゴルフ会員権等の譲渡による所得		【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】－【特別控除】 ・特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が、 ◎50万円未満ならばその金額 ◎50万円以上ならば、50万円 ※長期・短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万円に満たない場合は、その差分を長期譲渡から差し引きます。 ・一時所得の特別控除は、総合譲渡と同様です。 ※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて計算します。 短期譲渡所得＋{(長期譲渡所得＋一時所得)×1/2}
	短期譲渡	保有期間5年以下	
	長期譲渡	保有期間5年超	
一時	生命保険契約に基づく一時金、払戻金、懸賞当選金などの所得		

●給与所得金額計算表

給与収入金額の合計		給与所得金額	
0円	～ 650,999円	所得 0円	
651,000円	～ 1,618,999円	収入金額 - 650,000円	
1,619,000円	～ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円	～ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円	～ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円	～ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円	～ 1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「A」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。(算出金額:A)	「A×2.4」で求めた金額
1,800,000円	～ 3,599,999円		「A×2.8-180,000円」で求めた金額
3,600,000円	～ 6,599,999円		「A×3.2-540,000円」で求めた金額
6,600,000円	～ 9,999,999円	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円	～	収入金額 - 2,200,000円	

* 給与所得者・年金所得者で給与・年金以外に所得がある方は納付方法が選択できます。
申告書表面の「給与の公的年金等にかかる所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法」欄にご記入ください。

●公的年金等の所得金額計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の所得金額
65歳未満 (昭和28年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額 - 700,000円
	130万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
65歳以上 (昭和28年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額 - 1,200,000円
	330万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円

* 計算上、マイナスが出れば0円になります。

② 遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。(申告書裏面の「その他の事項」へ記入してください。)

◎控除について

種 類	内 容		
雑損控除	あなたや生計を一にする親族が、災害や盗難、横領などにより、住宅・家財・現金などに損害を受けた場合	Ⅰ（損失金額-保険などの補てん額）-総所得金額×1/10 Ⅱ（災害関連支出の金額-保険などの補てん額）-5万円 …ⅠかⅡのどちらか多いほうの金額が控除額となります。	
医療費控除	あなたや、生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合	支払った医療費-保険などの補てん額 から総所得金額の5%か10万円のどちらか少ない方を差し引いた残りの金額が控除額となります。	
社会保険料控除	あなたや生計を一にする親族が負担すべき社会保険、介護保険、国民年金、農業者年金などの保険料や国民健康保険税を、平成29年中にあなたが支払った場合、支払った全額が控除額となります。		
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模共済掛金（旧第二種共済掛金を除く）や心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金がある場合、支払った全額が控除額となります。		
生命保険料控除	あなたや親族を受取人とする生命保険契約、個人年金契約、平成24年1月1日以降に契約した介護医療保険契約等に係る保険料または掛金を支払った場合	旧契約 （平成23年12月31日以前に契約） ※一般生命保険、個人年金に適用	
		支払保険料	計算方法
		15,000円以下	支払保険料等の全額
		15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
		70,001円以上	一律35,000円
		※旧契約分の適用限度額 35,000円	
		新契約 （平成24年1月1日以降に契約） ※一般生命保険、個人年金、介護医療保険料に適用	
		支払保険料	計算方法
		12,000円以下	支払保険料等の全額
		12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
		56,001円以上	一律28,000円
※新契約分の適用限度額 28,000円			
<ul style="list-style-type: none"> ・旧契約と新契約の両方がある場合 旧契約分は旧契約の計算式で、新契約分は新契約の計算式で計算後、合計した金額が控除金額となります（適用限度額28,000円）。 特例として、旧契約分のみが控除額のほうが大きい場合（28,001円以上）は旧契約分の計算で算出した控除金額が適用されます。 ◆申告書に記入する「最終的な控除額」の合計適用限度額は70,000円です。（一般生命保険控除）+（個人年金控除）+（介護医療保険料控除）≤70,000円 			
地震保険料控除	あなたや親族を受取人とする損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合	支払地震保険料の2分の1相当が控除額です。（※限度額25,000円）	
		また、平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）には、以下の計算方法にて算出された金額が控除額となります。（※限度額10,000円）	
		支払長期損害保険料	計算方法
		～5,000円	支払保険料と同額
		5,001円～	支払保険料×1/2+2,500円
一つの控除証明のなかに地震保険料と長期損害保険料の両方が記載されている場合はどちらか一方有利なほうを選択できます。ただし控除証明が複数ある場合はそれぞれ有利なほうを選択し、合算します。※両方合算の場合、限度額は25,000円です。			

種 類	内 容		控除金額	
寡婦控除	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や、夫の生死不明の方で、扶養親族や前年中の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子がある方 ② 夫と死別した後、再婚していない方や、夫の生死不明の方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方		26万円	
特別寡婦控除	上記①に該当し、扶養親族である子を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の方		30万円	
寡夫控除	妻と死別・離婚した後、再婚していない方や、妻の生死不明などの方で、前年の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子があり、前年中の合計所得金額が500万円以下の方		26万円	
勤労学生控除	あなたが大学、高校、各種学校などの学生または生徒で、前年中の合計所得金額が65万円以下であり、労働によらない所得金額が10万円以下の方		26万円	
障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で、以下のような方 ①身体障害者手帳や、戦傷病者手帳をもらっているなど、精神や身体に障害のある方 ②65歳以上の要介護認定された方で、市町村長から障害者控除対象者の認定を受けた方		26万円	
特別障害者控除	上記に該当し、重度精神障害者、身体障害者手帳1・2級及びこれに準ずる方		30万円	
同居特別障害者控除	上記の特別障害者控除に該当し、かつその特別障害者と同居である方		53万円	
配偶者控除	平成29年12月31日（年の途中で死亡した方は、その死亡日）現在、あなたと生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が38万円以下の方（事業専従者の方は該当しません。）	70歳未満（一般） S23.1.2以後生まれ	33万円	
		70歳以上（老人） S23.1.1以前生まれ	38万円	
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が76万円未満の方（配偶者控除を受ける方は該当しません。）	配 偶 者 の 合 計 所 得		
		38万円超～45万円未満		33万円
		45万円以上～50万円未満		31万円
		50万円以上～55万円未満		26万円
		55万円以上～60万円未満		21万円
		60万円以上～65万円未満		16万円
		65万円以上～70万円未満		11万円
		70万円以上～75万円未満		6万円
		75万円以上～76万円未満		3万円
76万円以上		0円		
扶養控除	平成29年12月31日（年の途中で死亡した方は、その死亡日）現在、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、前年中の合計所得金額が38万円以下の方（事業専従者の方は該当しません。）	一 般	16歳以上19歳未満 H11.1.2以後生まれ～H14.1.1以前生まれ	33万円
		特 定	19歳以上23歳未満 H7.1.2以後生まれ～H11.1.1以前生まれ	45万円
		一 般	23歳以上70歳未満 S23.1.2以後生まれ～H7.1.1以前生まれ	33万円
		老 人	70歳以上 S23.1.1以前生まれ	同居老親等以外 同居老親等
基礎控除	申告者一律の控除です。		33万円	

※控除を受けるためには、証明書が必要となります。